

法指第1292-2号
平成21年11月18日

指定介護保険事業者等代表者 様
指定障がい福祉サービス事業者等代表者 様

大阪府福祉部長

指定介護保険事業所及び指定障がい福祉サービス事業所等
における事故防止及び安全管理の徹底について（通知）

各事業者の皆様におかれましては、日頃から適切な福祉サービスの提供にご尽力いただいております。厚くお礼申し上げます。

さて、この度、社会福祉法人が経営する障がい者福祉サービス事業所において、興奮状態で暴れた利用者を職員が押さえつけ、容体が急変し死亡するという事件についての新聞報道等がなされました。

つきましては、当該事業をはじめ、経営する指定介護保険事業所及び指定障がい福祉サービス事業所等においても、事故等を防止するための取組を一層徹底するとともに、職員への研修等を通じ、利用者等への処置やケア手順の再確認及び遵守に努めていただきますよう強くお願いいたします。

万一、事故等が発生した際には、迅速かつ適切な処置を実施し、利用者等への被害を最小限に抑えるとともに、利用者の家族及び関係市町村（大阪府所管課含む）への連絡を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

大阪府 福祉部 地域福祉推進室
法人指導課 指導・監査グループ
直通：06 6944 6689（ダイヤルイン）
電話：06 6941 0351
（内線 2494、2496、2490）
F A X：06 - 6944 - 1982

事業者指導課 介護保険事業者指導グループ
障がい福祉サービス事業者グループ
直通：06 6944 9174（ダイヤルイン）
電話：06 6941 0351
（内線 4483、4489、4478）
F A X：06 - 6910 - 7090